

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑱ 「褥瘡マネジメント加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑳を準用されたい。

⑲ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11⑯を準用されたい。

⑳ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

21 介護療養型医療施設（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3イ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。

また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表3イ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。

⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3イ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。

また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表3イ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- | | |
|---|---|
| <p>③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>12③</u>を準用されたい。</p> <p>④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>12④</u>を準用されたい。</p> <p>⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>12⑤</u>を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。</p> <p>⑥ 「入院患者に関する基準」については、施設基準第65の2号に該当する場合は「基準型」と記載させ、それ以外の場合は「減算型」と記載させること。</p> <p>⑦ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、<u>10④</u>を準用されたい。</p> <p>⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第95号に該当する場合に「減算型」と記載させること。</p> <p>⑨ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>12⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑩ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>12⑧</u>を準用されたい。</p> <p>⑪ 「若年性認知症患者受入加算」については、大臣基準告示第96号に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑫ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、<u>19⑰</u>を準用すること。</p> <p>⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、<u>10⑮</u>を準用されたい。</p> <p>⑭ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>12⑬</u>を準用されたい。</p> <p>⑮ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>12⑭</u>を準用されたい。</p> <p>⑯ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特</p> | <p>③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11③</u>を準用されたい。</p> <p>④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、<u>9②</u>を準用されたい。</p> <p>⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11⑤</u>を準用されたい。</p> <p>⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11⑥</u>を準用されたい。</p> <p>⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11⑨</u>を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。</p> <p>⑨ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11⑩</u>を準用されたい。</p> <p>⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11⑪</u>を準用されたい。</p> <p>⑪ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、<u>17⑩</u>を準用すること。</p> <p>⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、<u>9⑪</u>を準用されたい。</p> <p>⑬ 「若年性認知症患者受入加算」については、大臣基準告示第96号に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、<u>17⑱</u>を準用すること。</p> <p>⑮ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準等第10号に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介</p> |
|---|---|

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

定診療費に係る施設基準等第10号に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑰ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑳を準用すること。
- ⑱ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11⑯を準用されたい。
- ⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

22 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設基準第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3ロ(1)に該当する場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、13②を準用されたい。
- ③ 「入院患者に関する基準」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑥を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、10④を準用されたい。
- ⑤ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑧を準用されたい。
- ⑥ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、13④を準用されたい。
- ⑦ 「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑩を準用されたい。
- ⑧ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。

- ⑰ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第95号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

20 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設基準第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3ロ(1)に該当する場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。
- ⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑮を準用されたい。
- ⑩ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、12⑬を準用されたい。
- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、12⑭を準用されたい。
- ⑫ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑯を準用されたい。
- ⑬ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑳を準用すること。
- ⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11⑰を準用されたい。
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

23 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護療養型医療施設基準第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。
- また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として

- ⑨ 「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑬を準用されたい。
- ⑩ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。
- ⑪ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑮を準用されたい。
- ⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑬ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑰を準用されたい。
- ⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

21 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護療養型医療施設基準第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。
- また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症患者型）と同様であるので、14③を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、12⑤を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑤を準用されたい。
- ⑤ 「入院患者に関する基準」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑥を準用されたい。
- ⑥ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、10④を準用されたい。
- ⑦ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、21⑧を準用されたい。
- ⑧ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。
- ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑮を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症患者型）と同様であるので、14⑧を準用されたい。
- ⑪ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑯を準用されたい。
- ⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、11⑯を準用されたい。
- ⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

24 介護医療院

- ① 「施設等の区分」については、介護医療院の人員、施設及び

当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症患者型）と同様であるので、13③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑧を準用されたい。
- ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症患者型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。
- ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑨ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑮を準用されたい。
- ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、19⑰を準用されたい。
- ⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

（新設）